

## 年齢について(論点)

### 年齢満18歳以上の者を投票資格者とする主な論拠

- 市民政策提案制度(市民参加条例)により政策の提案をすることができる年齢が、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮して満18歳以上としたことを踏まえ、これとの整合性を図る必要がある。
- 今後、選挙権年齢や成人年齢の引下げが国政において議論されることも想定される中で、若年層に対し、市政を始めとする政治的な関心を喚起する必要性がある。
- 未成年者に対する政治的啓発の効果や教育的な効果についても期待がされる。

### 年齢満20歳以上の者を投票資格者とする主な論拠

- 公職選挙法による選挙権、地方自治法による直接請求の住民投票の投票資格等の年齢要件は、満20歳以上であり、参政権の行使は、公職選挙法による選挙との整合性を図る必要がある。
- 憲法改正の国民投票の投票権は、満18歳以上である。ただし、必要な法制上の措置が講じられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することとしている。
- 市議会議員・市長選挙の選挙権と住民投票の投票資格を有する者との範囲を同一とした場合、公職選挙法上の選挙人名簿の活用が容易になるなど、実務上の観点からの優位性がある。